

群馬大学理工学部PBL教育への 協力参加企業を募集

群馬大学理工学部では、学生の実践的な問題解決能力を育成する新たな教育プログラム「PBL (Problem Based Learning) 教育」を令和4年度から開始します。

PBL教育では、少人数の学生グループが企業を訪問し、短期間の実習を行います。本教育プログラムを通じて、実践力の高い学生が育成されるほか、各企業と群馬大学との連携強化や、学生に対する企業情報の発信、学生のアイデアの取り込みなどが期待されます。

群馬大学理工学部の取り組みを支援するため、企業実習に参加いただける企業を募集します。

PBL教育とは

概要＝企業で働くことの最低限のマナーや企業の現状・課題などを講義やグループ学習により把握します。さらに、実際の職場見学や就労体験を行う機会（企業実習）を設け、全ての学生が実社会の活動に

おける課題について自主的に把握できるようにします。

企業実習の概要（予定）

学生を少人数のグループに分けて派遣（人数は調整中）

グループ数＝協力参加企業の希望を伺いながら調整

期間＝8月中旬～9月上旬のうち、3日間

申し込み＝1月31日（月）までに、①企業名②所在地③担当者連絡先（役職、氏名、電話番号、Eメールアドレス）を記入し、ファクシミリ（30-1041）またはEメール（m-tate@jimugunma-u.ac.jp）で、群馬大学理工学部（担当：楯）へ。

その他＝鉱工業、建設業、情報通信、商業、サービス業、官公庁など、業種や事業規模は問いません。

2月頃に協力参加企業を対象としたオンライン説明会を開催予定です。その後、参加可否の最終判断をさせていただきますので、本申し込みの時点では企業実習への参加を確約する必要はありません。

問い合わせ＝企画課大学連携推進担当（☎内線577）、群馬大学理工学部（☎30-1003）

景観講演会「ランニング風景学」

「ランニング風景学～私を世界へ導いた桐生の街と山々～」と題して、本市出身のプロトレイルランナー 鏑木毅さんを迎え、景観講演会を開催します。

また、YouTubeによる限定生配信も行います。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、限定生配信のみの開催になる場合があります。

期日＝2月20日（日）

時間＝午後1時から

場所＝中央公民館市民ホール

募集人数＝100人（先着順）※配信の定員はありませんが、申し込みが必要です。

募集期間＝1月11日（火）午前8時30分から2月4日（金）午後5時まで。※配信の申し込みは、2月18日（金）正午まで。

申し込み＝右下の二次元コードを読み取り、必要事項を入力するか、Eメールで都市計画課（toshikei@city.kiryu.lg.jp）へ。件名は「景観講演会申し込み」とし、①氏名（フリガナ）②電話番号③住所④「会場参加」・「配信参加」・「両方参加」のいずれかを記入してください。



◆関連イベント1

講演会終了後、「ランニングセミナー～風景を楽しもう！レベルアップを目指そう！～」を新川公園で開催します。景観講演会と合わせての申し込みとなります。講演会申し込み時に「ランニングセミナー参加」と記入してください。

募集人数＝30人（先着順）

◆関連イベント2

鏑木毅さんの活動のパネル展を行います。世界最高峰トレイルレースの写真や動画、大会出場時の装備や著書などを展示します。

期間＝1月12日（水）～2月7日（月）

場所＝市民サロン（市役所2階）

問い合わせ＝都市計画課景観係（☎内線788）



鏑木毅さん

都市計画法の改正に伴う 開発許可制度の見直し

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害発生リスクが高いエリアにおける開発行為の抑制を内容とした都市計画法などの改正が行われ、4月1日から施行されます。

改正の概要＝都市計画法の許可が必要となる開発行為について、災害発生リスクが高いエリアにおける市街化区域の自己用住宅を除いて、原則開発行為が出来なくなります。詳しい改正内容や制度内容は、建築指導課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝建築指導課開発指導係（☎内線674）

災害発生リスクが高いエリアにおける開発行為の可否

区域	市街化調整区域以外		市街化調整区域
	自己用住宅	左記以外	
災害危険区域	○	×	×
地すべり防止区域	○	×	×
急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×
土砂災害特別警戒区域	○	×	×
浸水被害防止区域	○	×	×
土砂災害警戒区域	○	○	×
浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3メートル以上の区域	○	○	×

未来創生塾の塾生募集

未来創生塾は、群馬大学理工工学部を核に、本市の産・官・学・民が連携した桐生発の特別教育プログラムです。子どもに発見の喜びと感動を与えて感性を育み、地元を誇りを持ち、世界をリードする人材の育成と、100年先の楽しい低炭素未来社会の構築を視野に入れています。



未来創生塾の活動は、学校授業の一環として実施する基本編と、塾生として年間を通して分野横断的な活動をする応用編に分かれています。さまざまな体験活動の中で、知恵を得ることができる応用編第9期生の募集を開始します。

令和4年度（第9期）未来創生塾生募集

活動は毎月1回程度、小学校の休日に行います。

対象＝市内小学生とその保護者

募集人数＝40人（親子20組）

申し込み＝1月25日（火）までに、下の二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。

問い合わせ＝未来創生塾事務局（桐生商工会議所内、☎45-1201）、生涯学習課社会教育係（☎内線651）

申し込み用
二次元コード▶



2月1日（火）から受付開始 広報きりゅうに広告を掲載しませんか

令和4年度発行の広報きりゅう（4月号～令和5年3月号）に掲載する、事業所や商店などの広告を募集します。

掲載場所・掲載料・規格

◆中ページに掲載

1号広告＝31,350円

（縦4.5センチメートル×横17.8センチメートル）

2号広告＝15,620円

（縦4.5センチメートル×横8.8センチメートル）

◆裏表紙に掲載

3号広告＝41,800円

（縦4.5センチメートル×横17.8センチメートル）

※各広告は、カラー（4色）刷りで、ページの下段に掲載します。

広告枠の掲載数＝市政情報の提供の妨げにならない範囲で掲載を行います。なお、記事が多い場合は、掲載できないこともあります。

申し込み＝2月1日（火）午前8時30分から、申込書に広告原稿を添えて、直接または郵送、Eメールで魅力発信課（市役所2階、〒376-8501桐生市役所、miryoku@city.kiryu.lg.jp）へ。申込用紙は同課と市ホームページにあります。

申し込み空きがある場合は、掲載を希望する号の発行日の1か月前を期限に、随時、受け付けます。

問い合わせ＝魅力発信課広報担当（☎内線505）

令和4年度定時制・通信制課程 入学相談会と入学検査

桐生商業高校と桐生工業高校の定時制課程、桐生高校の通信制課程の入学相談会と入学検査を実施します。

定時制課程では募集人数に満たない場合に再募集や追加募集が行われることがあります。転入学、編入学の場合は、検査日などが異なります。

なお、旧桐生女子高校の通信制課程は、令和3年4月に桐生高校の通信制課程に引き継がれました。

検査内容＝面接と作文

応募資格＝中学校またはこれに準ずる学校を卒業した人（3月に卒業見込みを含む）

問い合わせ＝各高校



授業の様子

定時制課程（再・追加募集する場合があります）

学校名	桐生商業高校 (☎ 44 - 2477)	桐生工業高校 (☎ 22 - 7141)
入学相談会	2月21日(月)、 3月17日(木) 18:00～20:00	2月1日(火)・2日(水) 18:00～20:00
願書受付	2月24日(木) 9:00～16:00、 2月25日(金) 9:00～正午	
入学検査日	3月8日(火)	

通信制課程

学校名	桐生高校 (通信制職員室直通：☎ 51 - 1507)
相談会	2月6日(日) 10:00～正午 ※2月1日(火)から願書と作文用紙を配布
願書受付	3月10日(木)～30日(水) 9:00～16:00 3月31日(木) 9:00～正午
入学検査日	入学願書提出時

子育て世帯対象の給付制度

各手当の支給要件に該当すると思われる人で、認定請求をしていない場合はご相談ください。

問い合わせ＝子育て支援課 子育て支援係 (☎ 47 - 1150)、新里支所市民生活課 (☎ 74 - 2904)、黒保根支所市民生活課 (☎ 96 - 2112)

▶**児童手当**

対象＝中学校3年生までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※所得が限度額以上の場合は、特例給付として、児童1人あたり月額5,000円を支給します。

▶**児童扶養手当**

対象＝次のいずれかに該当する、児童を監護している父または母や、父母に代わって養育している人

※父母が離婚、父または母が死亡・重度の障がい者（障害者年金1級程度）・生死不明・1年以上遺棄・1年以上拘禁・DV保護命令を受けた、母が未婚、孤児など

支給期間＝児童が18歳に達する年の年度末まで。ただし、精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで。

	児童1人あたりの月額
1人目	43,160円～10,180円
2人目	10,190円～5,100円加算
3人目以降 (1人あたり)	6,110円～3,060円加算

▶**特別児童扶養手当**

対象＝精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	52,500円
2級	34,970円

※障がいの程度により金額が異なります。